

# 釜石市起業挑戦サポート事業補助金の概要

## 1. 目的

市内において新たに地域課題の解決、地域産業の振興などに取り組む事業者の起業意欲を向上し、経営早期安定化及び地域経済活性化を図るため、開業に要する経費の一部を補助するもの。

## 2. 補助内容

### (1) 補助対象者

新規起業者（令和4年2月1日から令和5年2月28日までの間に、税務署に個人事業の開業届出書を提出し受理された者又は会社設立の法人登記を行った法人で、市内に主たる事業所を設置したもの）であって、次に掲げる要件を全て具備するものとする。

- ①令和4年3月31日以前に国、県又は市の起業に係る支援金若しくは補助金等の交付を受けていないこと。
- ②市区町村税の滞納がないこと。
- ③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っていないこと。
- ④釜石市暴力団排除条例(平成27年釜石市条例第37号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員でないこと。
- ⑤営業に必要な許可等を取得していること。
- ⑥産業競争力強化法に基づく特定創業支援等事業による支援を受け、釜石商工会議所の事業計画作成指導を受けること。

### (2) 補助対象経費

次の要件すべてを満たすもの（消費税及び地方消費税相当額を除く）

#### ①開業に要した経費

#### ②交付決定日以降に発生し、補助金交付請求日までに支払いが完了した経費

（補助金交付決定日より前に購入又は支出を行った事業に要する経費について、令和4年4月1日以降に購入又は支出を行った事業に要する経費であれば交付対象経費とすることができる）

#### ③領収書等によって支払金額が確認できる経費

<例>

- ・消耗品、印刷製本、修繕等に要した費用
- ・宣伝広告に要した費用（印刷費用、折込手数料、デザイン料等）
- ・特殊な技術を要し、その対価として支払う費用（鑑定費用、掲示板の製作、取付等）
- ・OA機器の賃借料、会場使用料、事業所の家賃等
- ・製作、製造、加工等に使用する原料又は材料の購入に要した費用
- ・事業に必要な機械装置、器具備品の購入に要した費用 等

### (3) 補助金額

補助率：補助対象経費の1/2

補助限度額：50万円

### 3. 提出書類

#### (1) 交付申請時

- ①補助金交付申請書（様式第1号）
- ②事業計画書及び収支予算書（様式第1号の2及び3）
- ③市区町村税に係る納税証明書（R4年度分）
- ④個人事業主の場合：個人事業の開業届出書の控え  
法人の場合：履歴事項全部証明書の写し（発行日から3か月以内のもの）
- ⑤営業に必要な許可等を取得している場合においては、当該許可書等の写し
- ⑥特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書
- ⑦商工会議所の指導を受けて作成した事業計画書

#### (2) 補助金請求時

- ①補助金交付請求(精算)書（様式第5号）
- ②事業実績書及び収支決算書（様式第5号の2及び3）
- ③補助事業に要する費用が確認できる書類（領収書等）
- ④補助事業により取得した財産又は機械器具の保管状況を明らかにした台帳

### 4. 申請期限

令和5年2月28日（火）

### 5. 請求期限

令和5年3月10日（金）

### 6. その他

- (1) 当補助金以外の補助金等の交付決定を受けた場合は、その補助金額分を差し引いた後の経費を補助対象とする（他補助制度との併用可能）。
- (2) その他、主な対象外経費の例は以下のとおり。
  - ・補助事業の目的に合致しない経費
  - ・補助事業に要する費用が確認できる書類（領収書等）を用意できない経費
  - ・居住用又は事業用建物の敷金及び礼金
  - ・各種保証料、保険料、支払手数料
  - ・不動産及び車両の取得費用
  - ・私用との区別がつかない物品の購入費又はサービス等の使用料
  - ・販売やレンタルを目的とした製品、商品等の購入代金
  - ・接待交際費、会議費、飲食費
  - ・弁護士や税理士等に対する報酬、旅費及びその他の支払い
  - ・インターネットオークションやフリマ等、個人間の売買代金
  - ・借入金に係る支払利息、遅延損害金
  - ・商品券、金券、貴金属その他換価性の高いものの購入代金 等